

令和4年度 第8回庁議要旨

日時：令和4年7月19日（火）
午前9時～午前9時20分
会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市過疎地域持続的発展計画の変更について（復興企画部）

本市においては、平成17年4月の合併後、市内全域がみなし過疎地域として指定されていたが、平成22年4月施行の「過疎地域自立促進特別措置法」（旧法）の改正により、平成22年4月からは、合併前の4地区（河北、雄勝、北上及び牡鹿）のみが過疎地域とみなす区域とされた。令和3年4月に新たな過疎対策法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和12年度末までの時限立法）が施行されたため、同法に基づき、令和3年12月に、4地区（河北、雄勝、北上及び牡鹿）を対象とする石巻市過疎地域持続的発展計画を定めた。令和4年4月1日、総務省により、令和2年国勢調査の結果により過疎地域に異動がある市町村の公示が行われ、桃生地区が過疎地域とみなす区域として追加指定された。

桃生地区の過疎地域指定に伴い、石巻市過疎地域持続的発展計画を変更するもの。

(1) 主な内容

計画の対象地区に桃生地区を加えるために、石巻市過疎地域持続的発展計画を変更する。

【変更箇所】

- ・ 桃生地区に係る地域の持続的発展の基本方針を追加
- ・ 統計データの更新
- ・ 過疎地域の拡大に伴う、地域の持続的発展のための基本目標の変更
- ・ 産業振興促進区域へ桃生地区を追加
- ・ 掲載事業の追加及び事業名の一部変更

(2) 今後の予定

令和4年 8月 宮城県同意
9月 市議会第3回定例会に議案提出
10月 総務省及び県へ計画書を送付

[報告事項]

1 電力需給ひっ迫時の対応について（市民生活部）

政府は、国内外のエネルギーを巡る情勢変化により、電力需給が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、いかなる事態においても、国民生活や経済活動に支障が生じることがないように、電力需給の安定に万全を期すべく、2022年度夏季の電力需給対策を含めた電力需要に関する総合的な対策を決定した。

本件を受けて、電力需給ひっ迫時には、各自治体において住民及び事業者に対し、節電要請を迅速に行うための連絡体制を構築するよう宮城県を通じて依頼があったことから、その体制を整備するもの。

(1) 主な内容

【電力需給ひっ迫時の連絡体制の構築】

- ① 連絡対象者
市民及び市内事業者
- ② 実施期間
令和4年7月1日から令和4年9月30日まで
- ③ 実施方法
ア ホームページによる周知
イ マスコミ投げ込み
ウ 防災情報メールの活用
- ④ 実施内容
電力需給ひっ迫注意報等の発令に関する情報提供

《参考》（電力需給ひっ迫時の注意報等発令基準）

電力需給がひっ迫すると予測される場合、資源エネルギー庁から、前日午後4時を目途に次のとおり注意報等が発令される。

- ① 広域予備率が5～3%の見通しとなった場合
⇒ 需給ひっ迫注意報の発令
- ② 広域予備率が3%を下回る場合
⇒ 需給ひっ迫警報の発令
- ③ 需給状況が前日時点から改善されず更新があった場合
より厳しい見通しとなった場合
広域予備率が3%未満の場合
⇒ 需給ひっ迫警報の発令（続報）
- ④ 警報発令・節電要請を行った後も広域予備率が1%を下回る見通しの場合
⇒ 緊急速報メール（対象者：不足エリア内の携帯電話ユーザー）の発出

(2) 今後の予定

令和4年7月 ホームページにて「電力需給ひっ迫に伴う節電のお願いについて」周知

【その他】

- ・大雨に係る災害対応について（市長・総務部）
- ・安倍元内閣総理大臣の逝去に伴う記帳所の設置について（総務部）
- ・川開きまつりについて（産業部）

以上